

「泉佐野市議会基本条例（素案）」についてのパブリックコメントの実施結果

1 実施期間

平成 24 年 11 月 1 日（木）～平成 24 年 11 月 30 日（金）

2 意見の提出方法

郵送・ファクシミリ・電子メール・持参

3 泉佐野市議会基本条例（素案）の公表方法

- ①市議会ホームページへの掲載
- ②議会事務局での閲覧及び配布

4 実施結果

ご意見等応募数 1 件

〔なお、泉佐野市議会基本条例（素案）に関係のない意見等については対象外としています。ご了承ください。〕

5 実施結果の公表方法

- ①市議会ホームページへの掲載
- ②議会事務局での閲覧及び配布

6 提出された意見と本市議会の考え方

〔泉佐野市議会基本条例（素案）に関係のない意見等については対象外としています。ご了承ください。〕

項目	ご意見等	本市議会の考え方
第 14 条（政務活動費の執行及び公開）	政務調査費の使い道の抜け穴とか、不透明性とか、そんな問題も自分の目でクリアできないと「改革」だけが独り歩きするのは心外です。	政務調査費の用途については、これまでも泉佐野市議会政務調査費の交付に関する条例や同条例施行規則により、適正に執行管理が行われていますが、さらに当条例では収支報告書及び領収書等を公開することにより、政務活動費の用途の透明性を確保するように規定しています。

参考：政務調査費は地方自治法の改正により「政務活動費」へ名称変更。